

通達甲刑総第39号
平成11年7月1日

本部内各部課（所、隊）長
警察学校長殿
各警察署長

茨城県警察本部長

犯罪捜査規範の一部改正について

犯罪捜査規範の一部を改正する規則（平成11年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）が、別添資料のとおり、6月18日に公布され、同日から施行された。

改正の趣旨、要点及び改正に関する留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「規範」とは、規則による改正後の犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）を、「旧規範」とは、規則による改正前の犯罪捜査規範をいうものとする。

記

第1 被害者対策の一層の推進

1 改正の趣旨

警察は、個人の権利と自由を保護することを目的に設置された機関であり、犯罪による権利又は自由の侵害があった場合にその被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）を救済することは、自らの設置目的を達成するために当然行うべき事柄である。

また、近年、被害者等の受けける様々な被害の深刻な実態について、国民の関心が高まるとともに、警察に期待される役割も大きなものになっている。

そこで、犯罪の捜査に関し行う被害者対策について、その一層の推進を図るため、所要の規定が整備された。

2 改正の要点

（1）被害者等に対する配慮に関する規定の整備

ア 捜査を行うに当たっては、被害者等の心情を理解し、その人格を尊重しなければならないこととされた。（第10条の2第1項関係）

イ 捜査を行うに当たっては、被害者等の取調べにふさわしい場所の利用その他の被害者等にできる限り不安や迷惑を覚えさせないようにするための措置を講じなければならないこととされた。（第10条の2第2項関係）

(2) 被害者等に対する通知に関する規定の整備

捜査を行うに当たっては、被害者等に対し、刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知しなければならないこととされた。ただし、捜査その他の権利を不当に侵害するおそれのある場合は、この限りでないこととされた。(第10条の3関係)

(3) 被害者等の保護等に関する規定の整備

警察官は、犯罪の手口、動機及び組織的背景、被疑者と被害者等との関係、被疑者の言動その他の状況から被害者等に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、被疑者その他の関係者に、当該被害者等の氏名又はこれらを推知されるような事項を告げないようにするほか、必要に応じ、当該被害者等の保護のための措置を講じなければならないこととされた。(第11条第1項関係)

3 留意事項

(1) 被害者等に対する配慮 (第10条の2関係)

ア 基本的心構え (第1項)

捜査を行うに当たり、何人も人格を尊重しなければならないことは当然であるが、被害者等は、犯罪により精神的打撃等を受けていたために、その心情としては、救済を求めていると同時に、捜査活動により傷つきやすい状況にある。

したがって、捜査を行うに当たっての基本的心構えとして、被害者等の人格を尊重するという観点から、こうした被害者等の心情を理解しなくてはならない。

イ 二次的被害の防止 (第2項)

被害者等の心情は、前項アで述べたような状況にあり、事件のことを思い出したくない心情にある被害者等も多い。しかし、例えば、捜査の必要から、被害の状況について供述を求めたり、実況見分への立会いを求めたりしなければならない場合も多い。

そこで、こうした捜査を行うに当たり、その特別の心情に鑑み、被害者等にできる限り不安や迷惑を覚えさせないようにするための措置を講じなくてはならない。

当該措置には、被害者等の取調べにふさわしい場所の利用、性犯罪の被害者を実況見分に立ち会わせる場合において、被害者を人目に触れさせないための措置をすることやダミー人形を利用すること、また、性犯罪の被害者に接する捜査員を当該被害者が望む性別の者とができるようにすること等が含まれる。

なお、規範第10条の規定により、捜査を行うに当たっては、常に言動を慎み、関係者の利便を考慮し、必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように注意しなければならないこととされているが、この「関係者」には、被害者等が含まれることに留意しなければならない。

(2) 被害者等に対する通知 (第10条の3関係)

ア 被害者等の救済に資すると認められる事項

被害者等の救済に資すると認められる事項には、犯罪被害給付制度、損害賠償請求制度等の概要、警察やカウンセリング機関等の各種相談窓口等のほか、捜査により明らかになった被疑者の氏名及び住居その他の事件の内容も含まれる。

このように、事件の内容を被害者等に通知することの意義としては、それにより被害者等は捜査が適正に遂行されていること等を知り、その精神的打撃の軽減につながることが挙げられる。

また、捜査を含む刑事手続は、民事上の被害の回復を直接の目的とするものではなく、次項ウで述べる事項に注意する必要があるが、事件の内容に係る情報は、結果として、被害者等の損害賠償請求に資する場合があることも考慮する必要がある。

イ 被害者等の不安の解消に資すると認められる事項

被害者等の不安の解消に資すると認められる事項には、その後の刑事手続において被害者等に求められる可能性がある事項（検察官による取調べを受けること、証人出廷を行うこと等）等が含まれる。

ウ 被害者等に通知すべき場合からの除外

規範第10条の3「ただし書」の場合については、

- 刑事訴訟法第47条の規定により、公判の開廷前においては訴訟書類（捜査書類を含む。）は、原則非公開とすべきこととされていること。
- 同法第196条の規定により、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならないとされていること。
- 少年の健全な育成を妨げないように注意すべきこと。

等に鑑み、被害者等に通知すべき場合から除外した。特に、前項アで述べた事件の内容を通知することについては、この趣旨も踏まえ、その妥当性について十分に検討しなければならない。

エ 被害者等に対する通知の方法

規範第10条の3の規定による被害者等に対する通知等は、以上の趣旨を踏まえたうえで、「被害者対策の積極的な推進について」（平成8年4月4日付け通達甲警第10号）、「被害者連絡実施要綱の制定について」（平成9年5月1日付け通達甲刑総第12号）、「被害者連絡実施要綱の改正について」（平成11年3月5日付け通達甲刑総第9号）その他関連通達に基づき、行うものとする。

（3）被害者等の保護（第11条第1項関係）

被害者等の保護のための措置は、「再被害防止対象事件登録要綱の制定について」（平成10年3月31日付け通達甲刑総第11号）その他関連通達に基づき、講じるものとする。

（4）いわゆる家庭内暴力、ストーカー等について

警察は、犯罪があると思料するときは捜査する義務を負っているのであるから、いわゆる家庭内暴力、ストーカー等については、刑罰法令に照らし、必要な捜査を遂げなければならないことはいうまでもない。

この場合に、犯人の厳正な処分を求める被害者等の心情を理解し（第10条の2第1項参照）、遂げるべき捜査を遂げることは、犯人の厳正な処分ばかりでなく、被害者等の救済にもつながるものであることを肝に銘すべきである。

また、捜査の結果、犯罪として立件できなかった場合を含め、必要に応じ、被害者

等の救済に資すると認められる事項（事案の内容に応じ適當と認められる機関の連絡先等）の通知等（第10条の3参照）を行うとともに、被害者等の保護のための措置（第11条第1項参照）を講じなければならない。

第2 捜査幹部の責任の明確化

1 改正の趣旨

捜査を行うに当たっては、警察の組織的機能を最高度に發揮するように努めなければならない。

しかし、捜査の状況を把握し、関係するすべての資料を総合的に検討して捜査方針を立てるなどの職務を行うべき責任の所在が必ずしも明確となっていないこともあり、近時、警察の組織的機能が十全に発揮されないという状況が散見される。

そこで、こうした状況を改善するべく、当該職務の的確な遂行及び当該職務の遂行に対する的確な指揮を全うするため、所要の規定が整備された。

2 改正の要点

（1）捜査主任官の職務の明確化に関する規定の整備

捜査主任官は、警察本部長、捜査担当部課長又は警察署長の指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとすることとされた。（第20条第2項関係）

- ア 捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること。
- イ 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- ウ 規範第3章第5節の規定により捜査方針を立てること。
- エ 捜査員に対し、捜査の状況に関し報告を求めること。
- オ 留置被疑者に関し引き当たり捜査の計画を作成する場合において、留置主任官と協議すること。
- カ 捜査の適正な遂行及び被疑者の逃亡、自殺その他の事故の防止について捜査員に対する指導教養を行うこと。
- キ その他、法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項

（2）捜査主任官の適切な指名に関する規定の整備

警察本部長又は警察署長は、捜査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の捜査能力、知識経験及び職務執行の状況を勘案し、その職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならないこととされた。（第20条第3項関係）

3 留意事項

（1）捜査主任官の職務の明確化

ア 捜査主任官の職務（第20条第2項関係）

捜査主任官が規範第20条2項各号に掲げられた職務を行うに当たっては、同項柱書に「第16条から前条までの規定により指揮を受け」と規定されているのであ

るから、捜査主任官は、警察本部長、捜査担当部課長又は警察署長の指揮が的確に行われるようにするため、これらの者に対し必要な報告を行わなければならない。

(ア) 第1号、第3号

「捜査方針」を立てるに当たっては、捜査主任官は、関係するすべての資料を総合的に検討しなければならない（第96条第2項参照）。

そして、捜査主任官が「捜査すべき事項」を定めるに当たっては、この捜査方針に基づかなければならず、また、捜査主任官は、「捜査員の任務分担」を定めるに当たっては、各捜査員の捜査能力等の状況を十分に考慮しなければならない。

このように、捜査主任官は、関係するすべての資料（事件の内容、捜査の経過、収集した証拠等に関するもの）、捜査方針、捜査員の任務分担等、当該事件の捜査の全般を掌握すべき立場にある。

したがって、捜査主任官は、当該事件につき、総括の捜査報告書を作成することとなるのが通常であろうし、当該事件を送致した後において、担当検察官に対し送致した資料や捜査方針の説明等を行う立場もある。

(イ) 第2号

事件の捜査期間の長短を問わず、押収物及びその換価代金の出納については、捜査主任官の承認（口頭によるものを含む。）を受けなければならず、また、捜査主任官は、隨時点検することにより、これらの保管の状況を常に把握しなければならない。

(ウ) 第4号

捜査主任官は、各捜査員に対し能動的に報告を求ることにより、その捜査の状況の掌握に努めなければならない。

また、捜査員に対し報告を求めるに当たっては、捜査主任官は、報告内容について他の資料との整合性等を検討することができるようするため、当該事件の捜査の全般の状況を考慮し、多角的に質問するなどの配意をしなければならない。

(エ) 第6号

「指導教養」は、各捜査員が、適正に、かつ、事故防止を図りつつそれぞれの任務を遂行することができるようするため、当該各捜査員に対し個別的に行うものである。そして、行うべき指導教養（指示を含む。以下同じ。）は、これを受ける各捜査員の捜査能力等（適正さの確保や事故防止に関する配慮の状況を含む。）に応じたものでなくてはならず、例えば、捜査能力等が十分でない捜査員に対する指導教養は、具体的かつ詳細なものであるべきである。

こうした観点から、捜査主任官は、各捜査員の捜査能力等の掌握に努め、当該各捜査員の捜査能力等及びそれぞれの任務を考慮し、必要と認められる指導教養を行わなければならない。

なお、規範において定められた事項の遵守は、「捜査の適正な遂行」の要素であるから、この指導教養は、被害者対策に関する事項（第10条の2、第10条の3等参照）を含まなければならないことは、当然である。

(オ) 第7号

「法令の規定によりその権限に属させられた事項」には、被疑者留置規則（昭和32年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定による連絡、同規則第29条第2項の規定による弁護人との接見等の日時等の指定、同規則第31条第1項の規定により意見を聽かれた場合において意見を述べることがある。

イ 捜査主任官等に対する資料の配付

検査主任官の職務の的確な遂行を図るため、

- 捜査主任官の職務に関する説明及び留意すべき事項
- 捜査主任官が行う各検査員に対する指導教養（第20条第2項第6号参照）のために特に必要な規則、通達、執務資料等

を整理して簡単な資料を作成し、すべての検査主任官等（指名される可能性のある者を含む。以下同じ。）に配布しておくものとする。

さらに、検査の適正な遂行等に関し、広く検査員に対し注意喚起をしたり、運用の改善を指導したりするために発出・作成した通達、執務資料等については、その都度、すべての検査主任官等に配布するものとする。

(2) 捜査主任官の適切な指名（第20条第1項・第3項関係）

ア 捜査主任官の指名についての基本的考え方

従来、一定の事件を除き、検査主任官には一律に警察署の検査を担当する課長等を充てる運用が一般的であった。

しかし、今回の改正により規定された検査主任官の職務の業務量等に鑑みると、こうした従来の運用では、その的確な遂行は困難であると考えられることから、警察本部長又は警察署長は、検査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の検査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、検査主任官の職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならないこととされた。（第20条第3項参照）

また、旧規範第20条第2項において「警察本部長または警察署長は、……自ら検査主任官となる場合を除き、」と、及び、旧規範第22条第3項において「検査本部長は、当該事件の検査主任官となり」と規定されていたが、これらの規定は削除され、今後は、検査主任官は、規範第20条第3項の規定により指名すべきこととなるため、警察本部長若しくは警察署長又は検査本部長が検査主任官となることは、通常、あり得ない。

検査主任官の指名に当たっては、以上の基本的考え方を踏まえなければならない。

イ 指名に当たり勘案すべき事項

(ア) 当該事件の内容

事件の内容により、検査すべき事項、検査に従事する検査員の数及び階級構成等が異なり、また、検査を遂行する上で必要な専門的知識等も異なる。そこで、かかる観点から、いかなる者が検査主任官としての職務を的確に行い得るかを判断するため、事件の内容を勘案しなければならない。

(イ) 所属の職員の検査能力及び知識経験

検査主任官には、事件の内容に応じ、検査の組織としての職責を全うし得るだ

けの捜査能力及び知識経験が不可欠である。

そこで、所属の職員について、過去に担当した事件や教養を受けた経歴等の状況を記録しておくことにより、捜査主任官の指名に当たり、所属の職員の捜査能力及び知識経験を勘案することができるようとするものとする。

なお、未だ十分な捜査能力等を有しない警察官に対し、教養を実施すること、捜査経験を踏ませること等の措置を計画的に講じることにより、捜査主任官としての適格性を有する者の育成に努めることも重要である。

(ウ) 所属の職員の職務遂行の状況

当該事件の内容に応じた捜査能力等を有する警察官であっても、他の多くの事件の捜査主任官に指名されているなど、既に業務負担が大きいとすれば、当該事件の捜査主任官としての職務を的確に行なうことが困難な場合があり得る。そこで、かかる観点から、所属の職員の職務遂行の状況を勘案しなければならない。

(3) 捜査主任官の指名等

当該事件の捜査に従事する捜査員を指名し、任務を付与するなど捜査の着手に際しては、警察本部長又は警察署長は、次により捜査主任官を指名するものとする。

ただし、微罪処分に係る事件、少年の簡易送致事件その他の捜査主任官の職務として現実に行なるべき業務がほとんどないと認められる事件については、この限りでない。

ア 捜査主任官の指名者

捜査主任官は、「茨城県警察重要事件等捜査本部運営に関する訓令」（平成5年茨城県警察本部訓令15号。以下「捜査本部運営訓令」という。）による「重要事件等捜査本部」を開設する事件（以下「捜査本部事件」という。）及び警察本部長が特に必要と認めた事件については警察本部長が、これ以外の事件については、警察署長が指名する。

イ 捜査本部事件の捜査主任官

捜査本部事件の捜査主任官は、原則として、捜査本部運営訓令に定める「捜査班運営主任官」を充てることとする。ただし、重要事件等の性質、態様、捜査の進展状況等から適當と認められるときは、事件主任官、事件主任官付等を充てができるものとする。

ウ 捜査本部事件以外の捜査主任官

捜査本部事件以外の事件の捜査主任官は、警視、警部又は警部補の階級にある警察官のうちから指名することとする。

なお、前項（イ）の趣旨から、例えば、その捜査能力等を考慮することなく、警部補の階級にある警察官を一律に捜査主任官に指名するなどの運用はしないこと。

エ 捜査主任官の指名記録等

指名を受けた者に対し規範第20条第2項に規定された職務を的確に行なわなければならない旨を徹底するとともに、同条第3項の規定に従った適切な指名を担保するという趣旨から、規範第62条に定める「犯罪事件受理簿」の捜査主任官欄に、指名を受けた者が記名押印し、指名者において押印した後、指名を受けた者が閲覧できる状態におくものとする。

なお、窃盗事件については、「窃盗事件捜査要綱について」（平成6年9月22日付け通達甲捜一第31号）による盗犯日報の「検査主任官氏名・印」欄に指名を受けた者が記名押印し、指名者において押印した後、指名を受けた者が閲覧できる状態おくものとする。

（4）検査主任官の職務の遂行に対する指揮等

検査主任官の職務の遂行に対し、警察本部長、検査担当部課長又は警察署長は、指揮をする責任を有する（第20条第2項柱書参照）。

そして、これらの者を含め検査主任官の上司に当たる者は、各種決裁に際し必要な報告を求めるなどして、事件の内容等の掌握に努めるとともに、検査主任官の職務の遂行の状況を能動的に点検・確認しなければならない。

さらに、検査主任官の上司に当たる者は、こうして掌握した事項を考慮した上で、規範第20条第2項各号の趣旨を踏まえ、当該検査主任官に対し、必要な指示、指導等を行わなければならない。

なお、上司に当たる者が、こうした意味における関与をどの程度深く行うべきかについては、その者の立場、事件の内容、当該検査主任官の検査能力等に応じ、異なることとなることに留意する必要がある。

（5）検査主任官が交代する場合の引継ぎ

旧規範第22条第5項の規定は、検査本部を設置する事件については、検査本部長が検査主任官となることを前提とした規定であるため、これが削除された。

これにより、検査本部の解散に伴い検査主任官が交代する場合は、規範第20条第4項の規定により引継ぎ等を行わなければならないこととなる。また、検査本部の解散に伴い検査主任官が交代しない場合においても、検査主任官は、事後の検査に支障を来すことのないようにするために、関係書類、証拠物等の整理を行うとともに、検査の状況を明らかにしておかなければならぬのは、当然である。

第3 逮捕権運用の慎重適正

1 改正の趣旨と要点

逮捕権の慎重適正な運用のため充分に検討しなければならない事項に、収集した証拠の証明力が加えられた。（第118条関係）

2 留意事項

検査は、それが刑事手続きの一環であることに鑑み、公訴の実行及び公判の審理を念頭において行われなければならないこととされており（第7条参照）、また、特に、被疑者の逮捕を行うに当たっては、事前にできる限り多くの確実な資料を収集しておかなければならないこととされている（第81条参照）。しかしながら、最近の警察の検査の状況等に鑑みると、逮捕権の運用に係る判断を、公訴の実行等を念頭においていた層密なものとしていく必要がある。

そこで、従来、「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無等を充分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。」と規定されていたところ、こうした検討は、「収集した証拠の証明力」を含めて、

充分に行われることが必要である。

第4 事故等の防止

1 改正の趣旨及び要点

(1) 逮捕の際の注意に関する規定の整備

ア 警察本部長又は警察署長は、逮捕を行うため必要な態勢を確立しなければならないこととされた。(第126条第3項関係)

イ 被疑者を逮捕したときは、直ちにその身体について凶器を所持しているかどうかを調べなければならないこととされた。(第126条第4項関係)

(2) 引き当たり捜査の際の注意に関する規定の整備

ア 留置被疑者を同行させて警察施設外において行われる実況見分その他の捜査は、あらかじめ捜査主任官が留置主任官と協議して作成し、警察本部長又は警察署長の承認を受けた計画に基づいて行われなければならないこととされた。(第136条の2第1項関係)

イ 引き当たり捜査の計画は、同行する被疑者、日時、場所及び行程、当該捜査に従事する者及びその任務分担、被疑者の逃亡その他の事故を防止するため必要な事項について定めるものとすることとされた。(第136条の2第2項関係)

(3) 取調べにおける留意事項に関する規定の整備

取調べを行うに当たっては、被疑者の動静に注意を払い、被疑者の逃亡及び自殺その他の事故を防止するように注意しなければならないこととされた。(第167条第1項関係)

2 留意事項

(1) 逮捕の際の注意(第126条第3項・第4項関係)

「態勢」の要素としては、捜査員の数及び編成や防弾チョッキ、けん銃、警棒その他の装備品が含まれる。

そして、逮捕を行うためどの程度の態勢が必要かを検討するに当たっては、最近における銃器情勢の深刻化を背景として、被疑者がけん銃等を所持しているか否かについて、事前の内偵等により的確に把握することが一般に困難になっていることにも鑑み、被疑者がけん銃等により抵抗する可能性を常に考慮しなければならない。

(2) 引き当たり捜査の際の注意(第136条の2関係)

引き当たり捜査の計画に当たっては、護送主任官及び捜査主任官が充分に検討した上で、「被留置者の護送に関する訓令」(平成3年茨城県警察本部訓令8号)に定める被留置者護送指揮(計画)書を確実に記載するなど、形式的にならないよう定めなければならない。